

森林ボランティア活動への機材貸し出し規程

第1 趣 旨

この規程は、森林ボランティア活動支援実施要領（以下「要領」という）第4条（2）に規程する、活動機材の貸し出しについての細部を定める。

第2 貸し出しの対象

貸し出しの対象者は要領第2条に規程する登録団体とする。

第3 貸し出し機材

貸し出し機材は原則として、下記のとおりとする。

チェーンソー、刈り払い機、ヘルメット、二丁差し、カマ、ナタ、ノコ、 クワ、木まわし
--

第4 保管・管理

各林業関係地方機関の物品管理者（以下「物品管理者」という）は第3条に定める機材を保管、管理するものとする。

第5 貸し出しの手続き

貸し出しを受けようとする者は、機材の物品管理者に機材貸し出し申込書（様式1）を提出しなければならない。

第6 貸し出しの決定

物品管理者は提出のあった申込書についてその必要性等を審査のうえ貸し出しの可否を決定する。

貸し出しが決定した機材のうち、貸与期間が30日を越える備品については、貸付契約書（様式2）により契約を締結するとともに「長崎県物品管理システム」により事務処理を行う。貸与期間が30日以内の備品及び消耗品については、機材貸し出し簿（様式3）に記載し、貸し出すものとする。

第7 貸与期間中の管理義務

貸し出しを受けた団体は、貸与物品を責任を持って維持管理しなければならない。2貸与物品の使用によって第三者に損害を及ぼした場合は、貸し出しを受けている団体の責任においてその一切を解決するものとする。

第8 瑕疵責任

物品管理者は、貸し出し機材返却の際、使用に供することができない場合は、修繕もしくは必要に応じて弁償させるものとする。（ただし、消耗品を除く）

第9 貸し出しの期間

貸し出しの期間は1年以内とする。